

# 国際課税

## Q & A

### ▶▶非居住者から利息を受領する場合の消費税の課税売上割合の算定について

(税理士 小沢 進)

**Q** 当社は、工業用機械の製造販売を営む内国法人ですが、このたび、当社製品の需要があると見込まれるタイ市場に現地販売会社と提携して輸出販売を行うことになりました。現地販売会社は、当社製品を買い取り、自己の責任においてタイ市場で販売活動を行います。この際、現地販売会社から市場開拓費用を賄うための融資の要請があったため、当社は増資によって得た資金を元手に当該融資の要請に応じました。

当社の現地販売会社への販売は、消費税法上、輸出免税となるため、当社の現在の課税売上割合（99.9%）に大きな影響は与えないと理解していますが、利息の受領は、通常非課税売上に該当するため、課税売上割合が95%未満となり、仕入税額の一部について税額控除が認められなくなることを懸念しています。当該利息は、課税売上割合の計算上、非課税取引とされるのでしょうか。あるいは、非居住者への貸付金であることから国外取引となり課税対象外とされるのでしょうか。

## A

消費税法第30条第6項において、課税売上割合とは、事業者が課税期間中に国内において行った資産の譲渡等の対価の額の合計額のうちに当該事業者が当該課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合とされています。国外において行った資産の譲渡等の対価の額は、課税売上割合に影響を与えません。

$$\text{(課税売上割合)} = \frac{\text{課税資産の譲渡等の対価の額の合計額}}{\text{資産の譲渡等の対価の額の合計額}}$$

上記の式において、消費税法第7条（輸出免税等）の規定により消費税が免除される場合の課税資産の譲渡等は、消費税は課されないもの

のあくまで課税資産の譲渡等であることから、その対価の額は分母及び分子に含まれることになります。

一方、非課税資産の譲渡等は、その対価の額は分母に含まれるが分子には含まれないことがあります。このことから、非課税資産の譲渡等の対価の額が増加した場合、通常、課税売上割合が減少します。

しかしながら、非課税資産の輸出を行った場合には、当該規定の特例の適用が可能です。非課税資産の譲渡等のうち輸出取引に該当するのは、課税資産の譲渡等に係る輸出取引とみなして、その対価の額を分母及び分子に含めるこ

とが認められています。このような特例を認める趣旨は、輸出取引について原則的規定を適用すると、輸出者の国際的競争力あるいは国境税調整の面で問題が生じるからであるといわれています。すなわち、輸出取引について原則的規定を適用すると、輸出者は輸出取引に対応する仕入税額分だけ控除を行うことができなくなることから、当該仕入税額分だけコストが増加することになり、また、このコストを輸出価額に上乗せして輸入者に転嫁すると、わが国の消費税を実質的に海外の消費者に負担させることになります。当該特例規定は、このような状況を避けることをその趣旨としています。

御社の場合、工業用機械の輸出は輸出免税等となることから、その対価の額は分母及び分子

に含まれることになり、御社の理解のとおり、当該輸出取引は現在の課税売上割合（99.9%）に大きな影響は与えないと考えます。御社の受取利息は、非居住者から受領するものであることから、非課税資産の輸出取引に該当すると考えます。この場合、当該取引を課税資産の譲渡等に係る輸出取引とみなして、その対価の額を分母及び分子に含めることができます。

なお、資産の貸付けが国内取引に該当するか否かについては、当該貸付けの時において当該資産が所在していた場所で判定するとされています。御社の資金の貸付けは、貸付け時において日本に所在していたと思われることから、国外取引として取り扱われることはないと考えます。

—平成11年商法改正—



## 株式交換・移転、時価評価等の会計と税務

作新学院大学教授・公認会計士 斎藤 奏 著

### 特色

- ▶本書は、平成11年の商法改正の目的や内容について詳細に解説しています。
- ▶特に重要とされる改正の三つの柱
  - (1) 株式交換制度等の創設
  - (2) 親会社株主の保護のための情報開示の充実
  - (3) 時価評価会計の導入

について、法律・会計・税務上の様々な問題点を平易に解説しています。

◇財経詳報社

A5判・2,625円(税込)